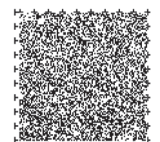
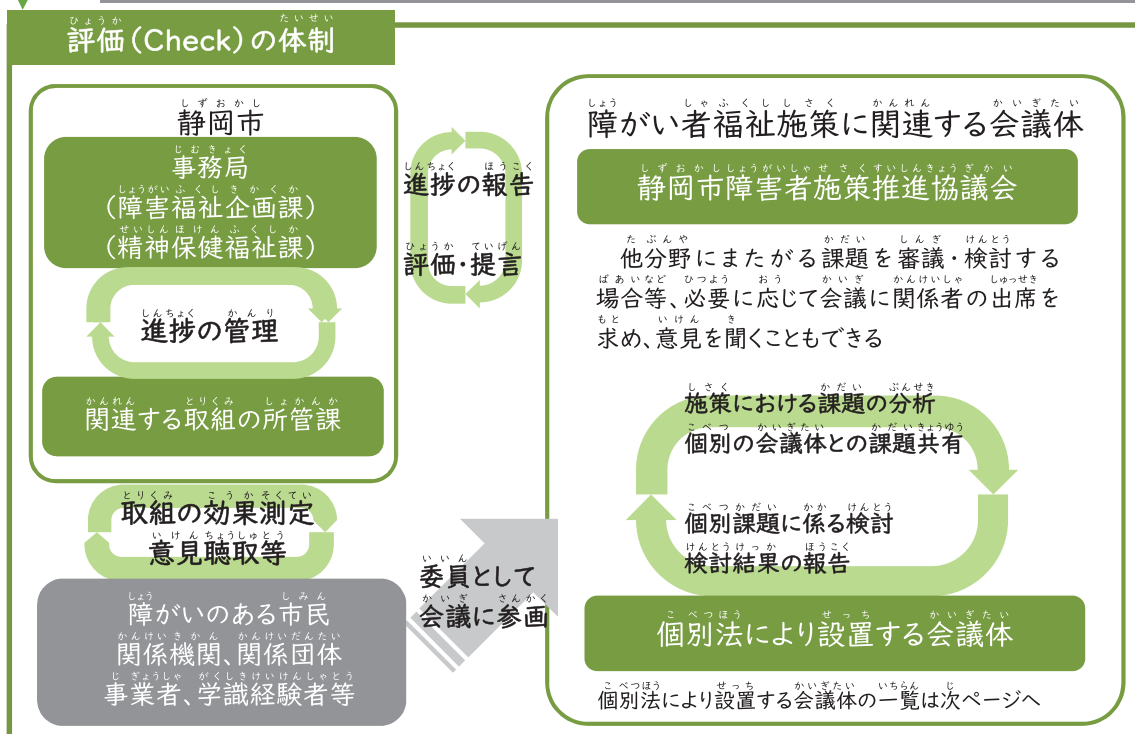
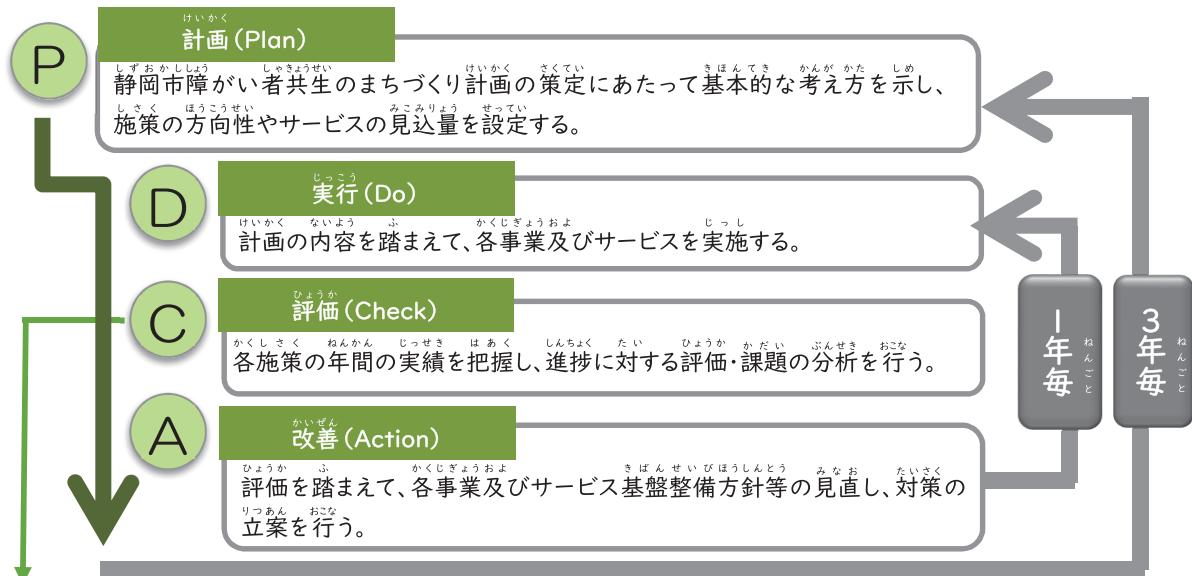


# 第5章 計画の推進

## I PDCAサイクルによる計画の推進

今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。  
 実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。  
 計画は、令和3年度から5年度までの実績を踏まえて、3年後にまた策定します。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。



## 2 障がい者福祉施策に関する会議体

会議体の名称	根拠法令	役割
静岡市障害者施策推進協議会 <small>しずおかししょうがいしゃしきさくすいしんきょうぎかい</small>	障害者基本法 <small>しょうがいしやきほんぽう</small>	(1) 障がい者計画の策定にあたり意見を述べること (2) 障がい者に係る施策の推進について、 ① 必要な事項を調査・審議すること ② 施策の実施状況を監視すること (3) 関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること
個別法により設置する会議体 <small>こべつぽうによりせつちするかいぎたい</small>	障害者総合支援法 <small>しょうがいしやそうごうしえんぽう</small>	地域における障がい者等への支援体制について、 ① 課題を共有すること ② 地域の実情に応じた体制の整備について協議すること ※ 協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組が必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。 プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。
静岡市障害者自立支援協議会 <small>しずおかししょうがいしやじりつしえんきょうぎかい</small> 地域生活支援部会 <small>ちいきせいかつしえんぶかい</small> 「災害時の障がい者支援」に関するプロジェクト (R2～) <small>さいがいのしょうがいしやしえん</small> 権利擁護・虐待防止部会 <small>けんりようごぎやくたいぼうしぶかい</small> 就労支援部会 <small>しゅうろうしえんぶかい</small> 地域移行支援部会 <small>ちいきいきこうしえんぶかい</small> 子ども部会 <small>こどもぶかい</small> 相談支援部会 <small>そうだんしえんぶかい</small>	障害者差別解消法 <small>しょうがいしやさべつかいしょうぽう</small>	障がい者等を理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、 ① 必要な情報交換を行うこと ② 相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと ③ 関係機関で差別解消に関する取組を行うこと
静岡市発達障害者支援地域協議会 <small>しずおかしはつたつしょうがいしやしえんちいききょうぎかい</small> 緊密に連携 <small>きんみつにれんけい</small> 特別支援連携協議会 <small>とくべつしえんれんけいきょうぎかい</small>	発達障害者支援法 <small>はつたつしょうがいしやしえんぽう</small>	発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと
医療的ケア児等支援協議会 <small>いりょうてきじどうしえんきょうぎかい</small>	児童福祉法 <small>じどうふくしほう</small>	日常生活を営むために医療が必要な障がい児や重症心身障がい児者が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと

